

記入例

共済組合員申告書（資格取得・喪失）

【退職後、任意継続組合員資格取得】

申告事由	任意継続組合員の資格取得
------	--------------

◆組合員の資格喪失は、申告書電子データ又は紙ベースで退職後すぐに提出してください。

◆この申告書は、退職日から20日以内に提出してください。

所属所コード	組合員証番号	所属所名
〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇市

氏名	カナ	キヨウサイ イチロウ <small>(左づめで、姓と名の間は1文字あけて記入してください)</small>
	漢字	共済 一郎

異動事由・年月日				
事由	元号	年	月	日
125	×	×	08	01

退職年月日			
元号	年	月	日
5	×	×	0731

(退職の場合、退職日の翌日を記入)

住所	郵便番号	—	電話番号	052-123-1234
	フリガナ	◆電話番号は必ず記入してください。		
◆変更となる場合のみ記入				

給付金口座	銀行コード	支店コード	普通預金	口座番号(右づめ)
	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所
◆変更となる場合のみ記入				
		<input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 農協		

任意継続組合員資格取得				
納付方法	掛金の	<input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 6か月前納 <input checked="" type="checkbox"/> 12か月前納	<input type="checkbox"/> 所属所から振込 <input checked="" type="checkbox"/> 組合員から振込	払込 10
	退職時の標準報酬の月額			350,000 円
注意 組合員から振込する場合は、ご本人の氏名でお振込ください。また、振込手数料は、ご本人負担となりますのでご了承ください。				

- ◆納付方法を選択してください。 ◆納付期限は退職日から20日以内です。
- ◆所属所から振込む場合は、P1-37の払込明細表を添付してください。
- ◆6か月前納の場合は資格取得月から9月分(10月以降に取得する場合は翌年3月分)まで、12か月前納の場合は資格取得月から翌年3月分までを一括して前納することになります。
- ◆納付額案内書及び組合員証については、「所属所から振込」の場合は所属所へ、「組合員から振込」の場合は組合員のご自宅へ送付します。送付先変更を希望の場合、その旨を備考欄に記入してください。

備考

申告者欄	上記のとおり申告します。 愛知県市町村職員共済組合理事長 様 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ◆必ず退職日以降の日付を記入ください。 住所 〇〇市〇〇〇〇2丁目3番地 申告者 氏名 共済 一郎	所属所証明欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ◆必ず退職日以降の日付を記入ください。 職名 〇〇市長 所属所長 氏名 〇〇〇〇
------	---	--------	---

注意事項 「申告者欄」及び「所属所証明欄」の日付は一度記入したら訂正はできません。
短期組合員が資格喪失の申告をしたときは、地方公務員等共済組合法施行規程第92条第3項に規定する退職の届書を兼ねます。
網掛け部分は記入しないでください。